# 「緊急事態宣言を踏まえた新郷東小の対応等について」

令和3年8月2日

## 【基本方針】一歩前進!チーム新郷東小! 子どもの命・安全最優先

緊急事態宣言下における本校の対応につきましては、市教委からの指示事項を踏まえ下 記のようにしますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。なお、今後の感 染状況により変更もあることをお含みおきください。

## | 1 学校保健に関する感染予防の更なる徹底|

- (1)健康観察の更なる徹底について
  - 毎朝の検温及び風邪症状の確認等、健康観察カードによる健康観察の強化
  - ・風邪症状等の体調不良の際には登校させない
- (2) 学校環境衛生について
  - ・登校時・給食時(黙食)のアルコールによる手指消毒
  - ・手洗い・うがい・顔洗いの徹底と正しいマスクの着用
  - ・ 適切な換気と保湿
- (3) 家庭(保護者)への協力依頼について
  - ・登校前の検温、健康観察、体調管理の徹底(体調不良の際は登校しない、させない)
  - ・同居家族が体調不良の場合及びPCR検査を受ける場合は、登校を控えてもらうよう協力を要請する。
  - ・手洗いの徹底と正しいマスクの着用
  - ・ 適切な換気と保湿
  - ・不要不急の外出を避ける

## 2 教育活動について

#### (1) 基本的な考え方について

- ・原則、感染対策を徹底しながら教育活動を継続し、全教育課程を履修する。
- ・なお、実技を伴う教科等の一部感染リスクの高い活動内容については、埼玉県教育 委員会の通知の内容を踏まえた上で、川口市教育員会の指示に準ずる。

#### (2) 感染予防等について

・各教育活動において、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準(レベル2)に 基づき、教科活動や学校行事等の場所、時間、人数等の活動計画を確認し、実施方 法について改めて校内で協議し、感染リスクの高い活動については、延期・中止を 検討する。

#### (3) 学校行事等について

・始業式などは、これまで同様 Teams によるオンライン配信で対応する。運動会は、 低中高のブロック別開催、音楽会は体育館への制限をかけ児童のみの開催とするが 感染状況を鑑み検討する。

### (4) 校外行事の実施について

・目的地等の状況、児童の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止ま たは延期を含め実施の可否を判断する。

### (5) サマースクールについて

・感染防止を徹底の上、実施する。

## 3 給食指導に関する留意事項の徹底

「川口市立学校の学校給食留意事項」(令和2年10月27日付け)を原則とし、以下の 点について徹底する。

### (1) 準備について

- ・給食当番を行う児童及び教職員は、健康状態、服装を含め当番活動が可能であるかを 毎日点検する。
- ・児童全員が食事の前にうがい、石けんによる手洗い、必要に応じてアルコール等による消毒を行い、会食までマスクの着用を徹底する。
- (2) 配膳について
  - ・教職員が中心に行い、児童が担当するものを限定するなど対応を工夫する。
- (3) 会食中について
  - ・飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにはせず、前を向いて食べる。
  - ・会話は禁止とする。

### 4 児童生徒の出欠席の取扱い

- (1) 基本的な考え方について
  - ・熱等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、欠席ではなく「出**席停止」**となる。
  - ・保護者から学校を休ませたいと相談された際の対応については、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。その上で、保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止」として記録し、欠席としない場合もあり得る。
- (2) 表簿等への記載について
  - 「出席停止」の理由は、「新型コロナウイルス感染症関連」とする。
- (3) 登校後の体調不良に関する取扱いについて
  - ・学校で発熱等の体調不良を確認した場合、保護者に連絡し当該児童を安全に帰宅させ、 症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。(「出席停止」とする)

### |5 教職員の服務の取扱い|

- (1) 基本的な考え方について
  - 下記の表を参考に、これまでの対応と同様とする。

(参考) 新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者となった場合等の服務

①教職員に風邪症状がある場合	出勤を自粛 <b>(特別休暇:交通遮断休暇)</b>
②教職員と同居している親族等に風邪症状がある場合	出勤を自粛 <b>(特別休暇:交通遮断休暇)</b>

③教職員が保健所、医療機関等から新型コロナウイル	(無症状の場合)
ス感染症の検査が必要と判断された場合	出勤を自粛 <b>(職専免の承認)</b>
④教職員が濃厚接触者として停留措置を受けた場合	出勤不可 <b>(特別休暇:交通遮断休暇)</b>
⑤教職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医	出勤不可 <b>(職専免の承認)</b>
療に関する法律に規定する就業制限の対象になった	
場合	
⑥「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤する	出勤を自粛 <b>(特別休暇:交通遮断休暇)</b>
ことが著しく困難であると認められる場合等の休暇	
の取り扱いについて(通知)令和2年11月9日付事	
務連絡」による場合	
⑦「職員の新型コロナワクチン接種に係る服務の取扱い	職専免の承認(ワクチン接種、その後の
について(通知)」令和3年6月10日付事務連絡	発熱等)

## 6 社会教育団体等への学校施設開放

- ・校庭等の屋外施設及び体育館等の屋内施設の開放は**夜7時まで**とする。(緊急事態宣言 が解除されるまで)
- ・利用団体に対して、利用における注意事項(「3密」を避ける、ドアノブ・スイッチ 等共用箇所の消毒等)を周知し、感染症対策を徹底させる。
- ・利用者すべてについて、氏名・連絡先・健康状態等を把握するため、名簿を提出させ るなど記録を残す。
- ・利用の際は、関係団体のみでの利用とし、練習試合等で部外者を入れないこと。

# 7 放課後児童クラブの対応

・通常どおり開室する。

## 8 来校者への対応

- (1)氏名や来校時間、連絡先等を記入させ、消毒及びマスクの着用を徹底させる。
- (2) 来客者の待機場所は、間隔をあけてパーテーションや椅子を置くなど、ソーシャル ディスタンスをとるようにする。

# 9 GIGA スクール端末の一層の環境整備

- ・最悪の事態を想定し、学校閉鎖になった場合にも学びを止めない体制を構築する。
- ・5・6年生は、夏季休業中にタブレットを持ち帰っている。1~4年生についてもサマースクールを活用し再度自宅へ持ち帰り、円滑に接続できるようにする。
- 9月15日まで保護者専用の GIGA スクールヘルプデスク (0120-002-293) が開設されているので、再度保護者に案内する。
- ・保護者から学校に寄せられた質問事項については、個別に対応し環境整備を図る。